

●●国保からのお知らせ●●

70歳から74歳までの方の自己負担割合を1年間据え置き

4月から、70歳から74歳までの方が、病院窓口で自己負担する割合を1割から2割に引き上げる予定でしたが、平成22年3月までの1年間は、1割のまま据え置くことになりました。また、自己負担割合の据え置きにより、一般世帯の自己負担限度額も据え置きになります。ただし、現役並み所得の方で、すでに3割負担となっている方は除きます。

□月額自己負担限度額

区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
		3回目まで	4回目以降
現役並み所得の方	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般世帯	12,000円	44,400円	
低所得者	8,000円	24,600円	
低所得者		15,000円	

← 据え置き

- ▶ 現役並み所得の方…各種控除後の課税所得が年額145万円以上であって、かつ年収が、2人以上の世帯では合計520万円以上、1人の場合は383万円以上ある方
- ▶ 低所得者 …同一世帯の世帯主および国保の被保険者が市・道民税非課税である方
- ▶ 低所得者 …同一世帯の世帯主および国保の被保険者が市・道民税非課税で、その世帯の所得が必要経費、控除額(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引くと0円になる方
- ▶ 4回目以降…過去1年間に、1世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合、その4回目からの限度額

平成21年度の保険料の通知時期

平成21年度の保険料は、平成20年中の所得が確定する7月に決定しますので、決まりましたら7月中旬までに加入者の皆さんにお知らせします。

国保を支える保険料

国保は、私たちの生活を支える大切な制度で、その保険料は、国保を運営するために大変重要です。

国保を将来に渡って安定して運営するためにも、保険料は納期内の納付をお願いします。特別な理由もなく滞納を続けると、保険証を返還していただく場合があります。もし、納付にお困りの方は、分割納付などを行なうことができますので、ご相談ください。



問合せ先 市健康推進課国保係